

# 暮らし

## 女性の活躍推進企業サポート事業「復職応援フェアin新宿」

【日時】10月2日(水)午前10時～午後4時(受け付けは午後3時30分まで)  
 【対象】就職・復職を希望する女性  
 【内容】区内企業の採用担当者への質問・相談、マザーズハローワーク東京の相談コーナー  
 ※面接を希望する方は、履歴書・職務経歴書をお持ちください(服装自由)。  
 【参加企業】区内中小企業17社程度(就業先は区外の場合もあります)  
 【協力】ハローワーク新宿・マザーズハローワーク東京  
 【会場・申込み】当日直接、区立産業会館(BIZ新宿、西新宿6-8-2)へ。  
 【問合せ】同事業事務局(アデコ(株)内) ☎(5326)2116へ。

## 一日合同行政相談所を開設

行政機関や行政相談委員等が、国の仕事などに関する苦情・要望等の相談に応じます(秘密厳守)。  
 【日時】10月3日(木)午前10時～午後4時  
 【相談内容】年金、保険、国税、登記、道路、マンション管理ほか  
 【会場・申込み】当日直接、新宿駅西口広場イベントコーナーへ。  
 【問合せ】区政情報課広聴係(本庁舎3階) ☎(5273)4065へ。

## 省エネセミナー

●迫りくる「脱炭素社会」にどう対応するか  
 【日時】10月15日(火)午後1時30分～4時

30分  
 【講師】浅井豊司(株)フルハシ環境総合研究所、高橋浩之(東京電力ホールディングス(株))  
 【会場・申込み】ファックスか電子メール(2面記入例のとおり記入)で、10月9日(水)までに環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277・FAX(3344)4434・E-mail info@shinjuku-ecocenter.jpへ。定員30名。応募者多数の場合は抽選。

## 新宿ビジネス交流会

【日時】10月23日(水)午後4時～7時  
 【会場】区立産業会館(BIZ新宿、西新宿6-8-2)  
 【対象】中小企業・個人事業主、60社(1社につき2名まで)  
 【内容】事例紹介とディスカッションを通して新たな事業の可能性を探る(講師は洞口智行/株)EXPLODIA代表取締役社長)、グループ交流、名刺交換会  
 【共催】東京商工会議所新宿支部  
 【申込み】所定の申込書を10月11日(金)までにファックスで東京商工会議所新宿支部 ☎(3345)3251へ。応募者多数の場合は区内企業を優先し抽選。申込書は新宿区ホームページから取り出せます。  
 【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701へ。

## ビジネスアシスト新宿

●専門家無料で派遣します  
 中小企業診断士・社会保険労務士が、経営・労務課題の相談をお受けします。複数回の利用もできます。  
 【対象】区内中小企業、個人事業主、商店ほか

### はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。  
 ※費用の記載のないものは、原則無料。  
 ※10月1日(火)から郵便料金等が変わります。はがき・往復はがきで申し込む際はご注意ください。

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号

(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

【主な相談内容(事例)】▶事業計画やマーケティング戦略の策定(売上を伸ばすための効果的な商品のレイアウト方法)、▶創業後の経営安定化(新規顧客獲得のための店舗チェック)ほか  
 【申込み】所定の申込書を産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701へお持ちください。申込書は同課で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

## 展示会等に出展する費用の一部を補助します

●令和元年度後期分  
 初めて参加する展示会等が対象です。予算額に達し次第、受け付けを終了します。  
 【補助対象経費】出展小間料・小間装飾費  
 【補助金額】補助対象経費の3分の2(限度額は▶国内開催…1件15万円、▶海外開催…1件20万円)  
 【申込み】所定の申請書等を10月1日(火)～令和2年3月13日(金)に産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701へお持ちください。応募要項・申請書は同課で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

## 10月7日 国民健康保険料納付書を発送します

●10月～令和2年3月納期分の納付書を発送します(5期～10期)  
 納期限(毎月末日)までにお近くの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストア・医療保険年金課・特別出張所等で納めてください。支払い方法が口座振替の方、年金からの引き落としの方、すでに全額を支払った方にはお送りしません。  
 ※令和元年9月納期分までの保険料が未納で納付書がない方は、ご連絡ください。  
 ●職場の健康保険に加入した場合は国民健康保険の脱退手続きが必要です  
 納付書が届いた方で、脱退手続きをしていない場合、医療保険年金課か特別出張所で手続きをしてください。  
 ●口座振替(自動払込)のご利用を  
 毎月の保険料を口座から自動的に納められます。口座振替(自動払込)依頼書に記入し、金融機関届出印を押印の上、口座のある金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)にお持ちいただくか、医療保険年金課国保収納係へ郵送してください。口座振替(自動払込)依頼書をお持ちでない方は、ご連絡ください。  
 ●口座振替継続ありがとうキャンペーン  
 保険料を3年以上滞納なく継続して口座振替で支払っている世帯に、抽選でプリペイドカード(500円)を差し上げます(申請不要)。当選者の発表は、12月下旬にお送りする「口座振替領収証書」にカードを同封することで代えさせていただきます。  
 【問合せ】医療保険年金課▶納付書・口座振替について…国保収納係 ☎(5273)4158、▶国民健康保険の届出について…国保資格係 ☎(5273)4146(いずれも本庁舎4階)へ。

## 3R推進キャンペーンイベント

【日時】10月14日(祝)午前11時～午後4時  
 【会場】新宿駅西口広場イベントコーナー

マイバッグをお持ちの上、当日直接、会場へおいでください(オープニングセレモニーは午前10時45分から)。  
 【主な内容】▶新宿「もったいない」でおもてなし!アジェンダ(正午から)、▶ペットボトル・オーケストラミニコンサート(午後1時から)、▶もったいないトーク(午後2時から)、▶新宿エコ自慢ポイントの受け付け、▶区内小中学生のごみ減量絵画作品の展示、▶未利用食品の受け付け(フードドライブ)、▶マイバッグ等がもらえるクイズ・スタンプラリー(数に限りあり)ほか  
 【主催】新宿区3R推進協議会・新宿区  
 【問合せ】ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318へ。

## チャドクガ(幼虫)にご注意ください

チャドクガの幼虫は、春と秋にかけてツバキやサザンカに発生する黄褐色に黒い模様の体長3cmくらいの毛虫(写真)です。毒針毛があり、毛に触れると激しいかゆみに襲われ発疹ができます。下記のことに注意しましょう。  
 ▶素手で触らない(幼虫の抜け殻や死骸を含む)  
 ▶刺されたと感じたら、セロテープなどで毛を取り除きせっけんでよく洗う  
 ▶発疹がひどいときは皮膚科を受診する  
 ▶市販の薬剤で幼虫を駆除する(各特別出張所で噴霧器を貸し出しています)  
 【問合せ】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924へ。

## エコギャラリー新宿 10月の展示

【期間・内容】時間はお問い合わせください。  
 ●区民ギャラリー  
 ▶4日(金)～10日(木)…のビル展(区立小学校区画工作作品)、▶11日(金)～14日(祝)…新宿みんなのアート展(絵画・書・工芸・写真・生け花)、▶16日(水)～19日(土)…暮らしを彩る幸染展2019「豊か」さ、▶17日(木)～19日(土)…第9回水彩スケッチ展東郷俊一郎スケッチ会「日本の古建築と北イタリアの旅」、▶20日(日)～24日(木)…第33回新美連絵画展、▶26日(土)～11月10日(日)…新宿区環境絵画・環境日記展2019  
 ●環境学習情報センター  
 ▶9日(水)～13日(日)…第13回新宿絵手紙花の会展、▶14日(祝)～17日(木)…第12回着柳俳画会展  
 ※その他の期間は常設展示  
 【会場・問い合わせ】エコギャラリー新宿(西新宿2-11-4) ☎(3348)6277へ。

## 「新宿区地域別防災マップ」など 防災資料の配布が一部の地域で遅れています

「新宿区地域別防災マップ」「新宿区避難場所(広域)地図」などを8月下旬から区内全世帯へ配布中ですが、一部の地域で遅れています。順次配布していますので、まだ届いていない場合は、今しばらくお待ちください。  
 【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階) ☎(5273)3874へ。

## 快適なマンションライフのために 16

### ◆管理費等の滞納者に対する措置を定めていますか

マンション管理費等の徴収は、マンションを適正に管理する上で重要です。滞納が増えると、長期修繕計画で当初予定していた修繕工事が実施できなくなるなど、建物の劣化を誘引する結果にもなります。  
 滞納が大きな問題であることを区分所有者に認識してもらうためにも、可能な限り滞納者に対する措置の内容を管理規約に盛り込むことが必要です。定めた措置の内容を区分所有者に周知し、滞納が発生した場合は、放置せず迅速に取り組みましょう。  
 【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。

## 10月から介護保険の利用者負担額が変わります

サービスを利用したときに支払う利用者負担の金額が変わります。金額は、サービスの種類・内容、サービス事業所の体制により異なります。また、在宅でサービスを利用した場合の要介護(支援)度ごとに1か月に利用できる金額の上限(支給限度額)が、右表のとおり引き上げられます(特定福祉用具購入、住宅改修等を含みません)。  
 【問合せ】▶要介護・要支援認定を受けている方…介護保険課給付係 ☎(5273)4176、▶介護予防・生活支援サービス事業対象の方…地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568(いずれも本庁舎2階)へ。

要介護等状態区分	支給限度額(1か月)	利用者負担額(1割の場合)の上限
事業対象者	50,320円	5,032円
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

※支給限度額は単位で決められており、サービスの種類や場所によって1単位当たりの金額は異なります。(表は1単位当たり10円で計算した場合)  
 ※介護予防・生活支援サービス事業対象者は、状態により、区が必要と認める場合に、要支援2の支給限度額まで利用可能です。  
 ※表は利用者負担割合が1割の場合の金額の目安です。2割・3割の場合は、それぞれ表の金額の2倍・3倍とします。  
 ※9月30日までに要介護(支援)認定者、事業対象者に発行する被保険者証には、支給限度額は改定前の単位で表示されるため、10月以降は改定後の単位に読み替えてください。なお、10月以降に発行する被保険者証は新たな単位で表示されます。